

令和4年度 短期入所生活介護 指摘事項一覧

1事業所中

| 番号 | 分類       | 指摘内容(文書指摘)   | 根拠法令等   | 指摘数 |
|----|----------|--|---|-----|
| 1  | 事故発生時の対応 | 複数の利用者に対する爪切り介助中の怪我や、利用者の所有物の破損等について、区への報告がありませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。 | 都条例第111号第180条で準用する第39条の第1項<br>都条例施行要領第八の4(11)で準用する第三の一の3(30)<br>大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」 | 1   |